

第2次

名張市地域福祉活動計画

“つながり” を実感できる暮らし創り

人との
つながり

地域との
つながり

世代を
こえた
つながり

はじめに

超高齢社会の到来と核家族化や地域社会の変化により、人と人とのつながりが希薄化するなか、地域福祉の重要性があらためてクローズアップされてきています。近年、無縁社会といわれているこの時代、孤立する人をつくらない取り組みとして、名張市では、地域づくり組織や民生委員児童委員、ボランティアが中心となり、サロン活動や見守り活動、閉じこもり防止活動などを展開していただいています。しかし、活動に参加されない方々などは、地域から孤立してくることも考えられますので、今後、どのような支援を展開し、その人の暮らしに寄り添う支援ができるかが大きな課題となっています。

昨年には、東日本大震災が発生し、地域社会が混乱するなか、地域や人とのつながりによる様々な助けあいやボランティア活動の重要性が大きく報道されておりました。名張市地域福祉計画においては、「地域あんしんねっと」と「地域ささえあい」を重点事業として掲げられております。

ともにすすめる本計画においても、“つながり”と“あんしん”をキーワードにして、名張市社会福祉協議会として2つの重点事業をすすめ、5つの推進項目を地域の皆様とともに取り組んでいく計画として策定いたしました。

本計画の基本理念であります“誰もが住み慣れたまちで、安心して自分らしく暮らせる福祉のまちづくり”を推進するために、本会と関係団体、関係機関が連携し、具体的な事業活動に全力をあげて取り組んでまいります。

つきましては、市民、関係団体、関係機関の皆様には、今後とも一層のご指導ご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に対し、ご尽力を賜りました地域福祉活動計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成24年3月



社会福祉法人 名張市社会福祉協議会
会長 石井洋子

第2次 名張市地域福祉活動計画 目次

第1章 名張市地域福祉活動計画の概要

1. 地域福祉活動が求められる背景	5
2. 地域福祉活動計画とは	6
(1) 計画の性格	6
(2) 名張市が定める「地域福祉計画」との関係	7
(3) 計画の期間と見直し	8
(4) 関係機関・団体、施策との連携	8
3. なぜ社会福祉協議会が策定するのか	9
(1) 社会福祉協議会の法的位置づけ	9
(2) 名張市社協の組織と事業特性	10


第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 名張市の統計データ及び各種調査から見えてくる福祉ニーズ	13
(1) 基礎データ	13
(2) 障害者福祉計画調査より	15
(3) 次世代育成支援行動計画調査より	15
(4) 第5次老人保健福祉計画・第4次介護保険事業計画調査より	16
(5) 災害時要援護者支援制度より	18
2. 名張市社協事業の現状や各種調査から見えてくる福祉ニーズ	19
(1) 名張市ボランティアセンターの現状	19
(2) 「生活・介護支援サポーター養成事業 アンケート」より	21
(3) 名張市社協における地域福祉活動財源の現状	23
(4) 「名張市における成年後見制度に関する実態調査」より	24
(5) 第2次地域福祉活動計画策定までの主な取り組み経過	25
3. 第2次地域福祉活動計画において取り組むべき重点課題	26
(1) 小地域福祉活動推進とボランティアセンター機能再構築の必要性	26
(2) 住民とともにすすめる個別生活支援活動の必要性	28
(3) 地域福祉活動推進のための財源見直しの必要性	30
(4) 名張市社協における各種セーフティネット事業総合化の必要性	32

第3章 計画の基本的な方向と体系

1. 基本理念	36
2. 第2次地域福祉活動計画の基本目標	36
3. 名張市社協が取り組む支援の方向	36
4. 基本目標を達成するために重点的に取り組む事業（2つの重点事業）	37
5. 基本目標を推進していくために取り組む事業（5つの推進項目）	37
6. 第2次地域福祉活動計画の体系	38

第4章 2つの重点事業		
1. 小地域ネットワーク事業とボランティアセンター事業による		
	包括的な支援体制の構築	40
	(1) “人”と“地域”をつなげる支援ー小地域ネットワーク事業	41
	(2) “人”と“人”をつなげる支援ーボランティアセンター事業	42
	(3) 具体的な取組み	43
2. なばり暮らしあんしんセンター（仮称）の体制確立		44
	(1) なばり暮らしあんしんセンターの3つの重点機能	44
	(2) 機能充実にむけて新規に検討をすすめる事業	45
	(3) 具体的な取組み	45
第5章 5つの推進項目		
1. 気づきあおう（地域福祉教育）		47
2. 知らせあおう（広報啓発活動）		48
3. 支えあおう（在宅支援、地域支援活動）		49
4. ふれあおう（交流活動）		50
5. 築きあおう（支援ネットワークの構築）		51
第6章 計画の策定と推進管理体制		
1. 計画推進の進行管理		53
	(1) 推進体制	53
	(2) 進行管理	53
資料		
1. 第2次名張市地域福祉活動計画 策定委員会名簿		55
2. 第2次名張市地域福祉活動計画 策定の経過		56
3. 名張市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱		57
4. 用語説明		58



第 1 章

名張市地域福祉活動計画の概要

1. 地域福祉活動が求められる背景

個人が人としての尊厳をもって、住み慣れた地域や家庭で自立しながら、より豊かに「その人らしく」暮らせるしくみづくりを、住民参加を基礎とした公私の連携・協働によりすすめていくことが、いま求められています。

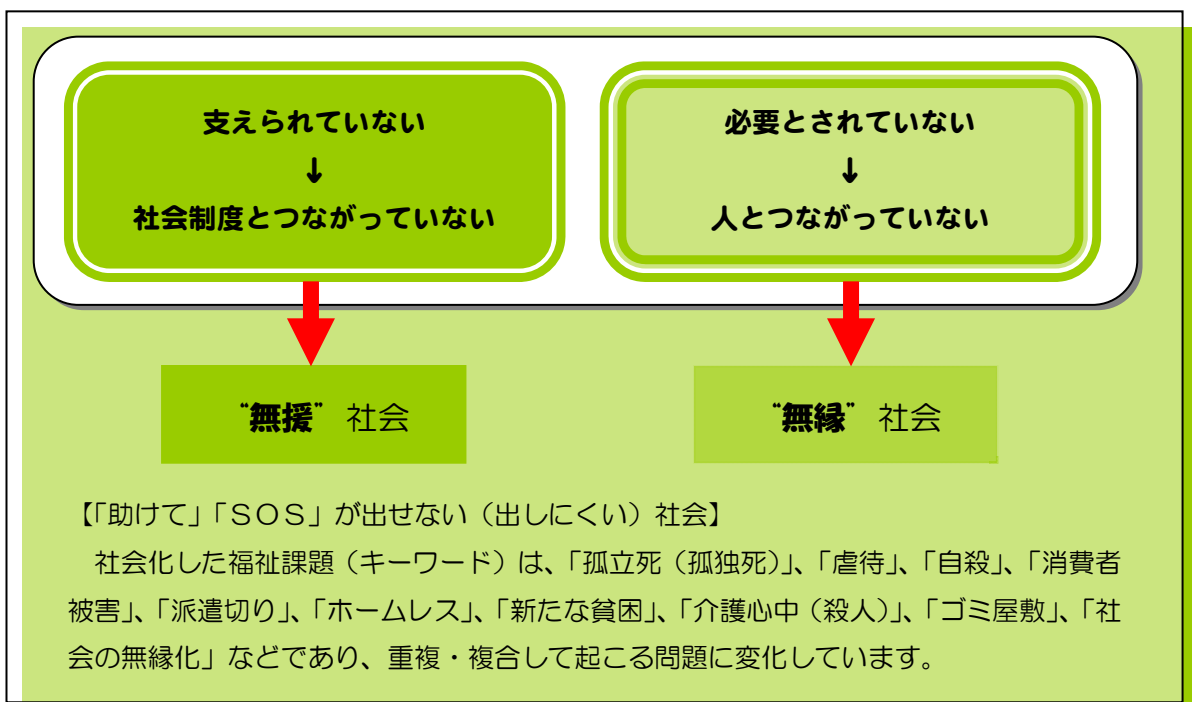
一方、地方分権の進展とともに、介護保険制度や障害者自立支援制度の見直しなど社会福祉の各分野における諸制度の改革がすすみ、福祉・介護といった人々の生活を支える基盤は「より身近な地域で」という地域志向・地域福祉志向のながれとなっています。

この“地域福祉”を一般化させる契機となったのが、平成 12 年の社会福祉事業法から社会福祉法への改正・改称や介護保険法の制定であったといえます。また、虐待や成年後見に関する法律が施行されたのも同時期であり、「地域福祉」や「自立支援」、「尊厳保持」を制度化して今年度で 11 年目を迎える月日が経過しました。

この 11 年間で、高齢者や障害者、子どもや子育て世帯に対する支援の領域は次第に広がり、公的な福祉サービスは質、量とも飛躍的に充実しました。

しかし、地域で発生する福祉課題は、悪質商法の被害やひとり暮らしの寂しさを抱えた高齢者、虐待や孤立死の問題、自殺やホームレス、ニートの問題等、制度の谷間にあって対応できない問題や複合的に絡み合った問題など公的な福祉サービスだけでは対応できないことが明らかになってきています。

地域福祉の対象者は、経済面の救済や弱者救済のような福祉課題という限定的な福祉の概念を超えて、地域での普通の暮らしを妨げ、暮らしの周辺のあらゆる場面に起こりうる生活課題として幅広く捉えることが必要となっています。



これらの問題は、ちょっとした“つながり”の希薄さがはじまりとなっている身近な問題として受け止める必要があるものだといえます。

基本的な福祉課題は公的な福祉サービスで対応するという原則を踏まえつつも、生活課題は、誰もがいつかは遭遇する課題であることから、その個別の課題を自らの問題であると認識し、住民間でそれを共有し解決に向かうような、地域における「新たな支えあい」の拡大・強化が求められています。また、この「新たな支えあい」のしくみをつくるということは住民の自己実現意欲の高まりにもつながっていきます。

あらためて、「地域福祉とは何を指すのか」を確認すると、次のことばに表されています。

さまざまな困難な状況にある人が地域の一員であることを前提に、
その暮らしがどんなものであるかを想像し、
その人らしく暮らしていくために必要なことを考え、
その人らしく暮らしていけるように必要なことを創り出し、
その人のもとへちゃんと届ける。
そして、その人の暮らしに寄り添い、
いつもその人とつながっていること。
(滋賀県社協「障害者自立支援法の影響に関する実態調査」報告書より)

「孤立した生活が拡がり一般化」しつつある情勢の中で、第2次地域福祉活動計画のキーワードを“つながり”と“あんしん”とし、名張市社会福祉協議会（以下「名張市社協」という。）として地域福祉推進の基盤を整え、住民とともに取組みをすすめます。

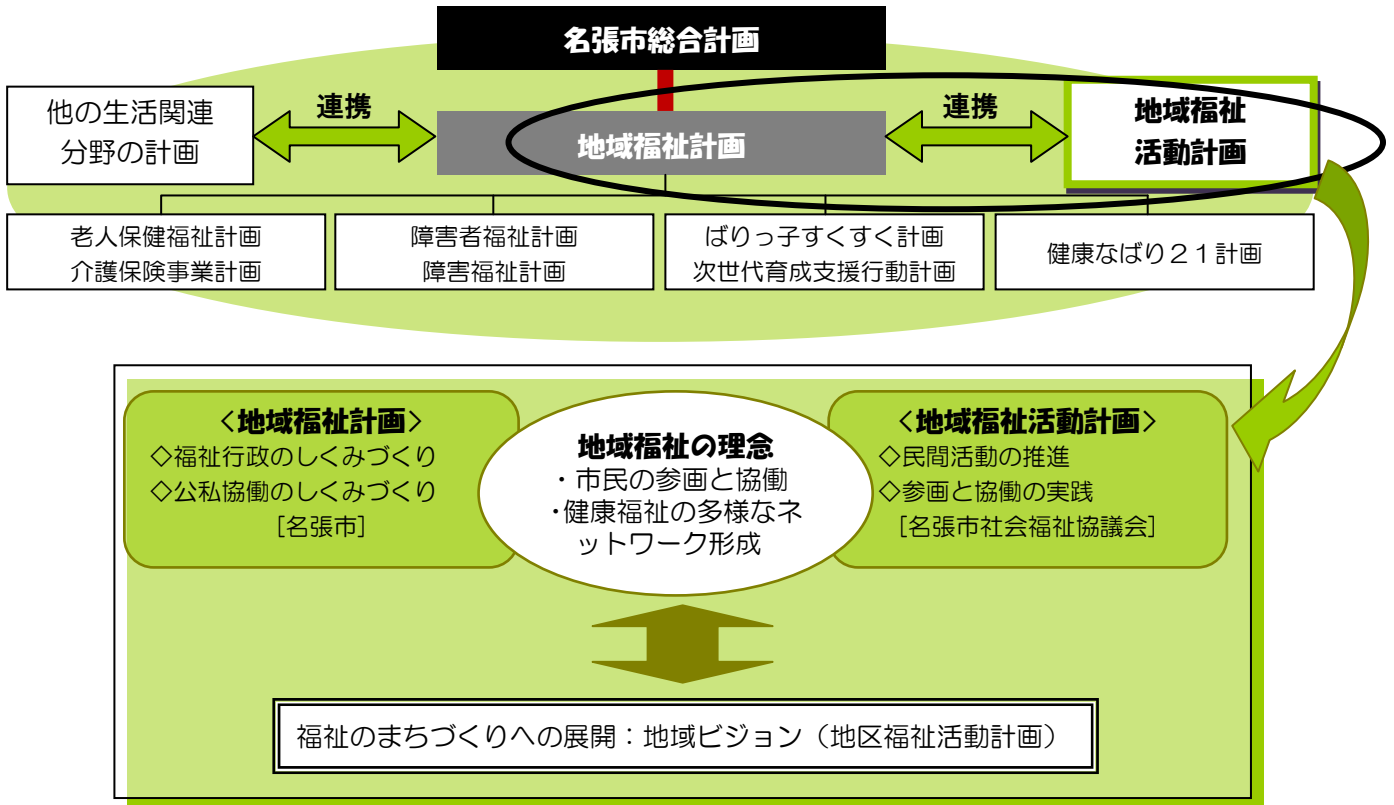
2. 地域福祉活動計画とは

(1) 計画の性格

地域福祉活動計画とは、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図る団体として位置づけられた市町村社協が、地域福祉活動の支援や活動しやすい環境づくりを推進するために策定する民間の活動・行動計画です。

今回、名張市社協が策定する第2次地域福祉活動計画は、「第2次名張市地域福祉計画」と連携を図りながら、地域の課題等を踏まえつつ、名張市社協が支援体制の整備・確立を図るもの（重点事業）と、住民が直面している様々な問題や地域における課題、ボランティア団体における課題などについて、名張市社協として取り組むものと、地域づくり組織・民生委員児童委員・福祉関係施設・まちの保健室・学校・ボランティア・NPO・行政等と名張市社協が協働して取り組むものをすすめることにより、「つながりを実感できる暮らし創り」を目指す計画です。

(2) 名張市が定める「地域福祉計画」との関係



【第2次地域福祉計画より】

(社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」との関係)

市が定める地域福祉計画は地域福祉を推進するためのしくみや行政施策についての計画であり、社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画は、地域住民をはじめとする多様な主体の参画と協働を具体的に進めるための活動や実践についての計画です。二つの計画は、連携して地域福祉を推進するための車の両輪ともいえ、地域づくり組織が策定する地域ビジョンにおける福祉分野の計画実践など住民主体の取組を支援します。

第2次地域福祉計画では、第5次老人保健福祉計画・第4次介護保険事業計画と同様「地域包括ケア」に主軸を置きながら、「地域あんしんねっと」や「地域ささえあい」といった施策を推進する一方、保健・医療・福祉の連携による包括的な支援体制を構築することとされています。

このことも踏まえつつ、名張市社協としては市の総合計画や市健康福祉部の各種計画とも連動し、中でも地域福祉計画と連携を図りながら、市と協働して取り組むことができる民間組織としての取組みをすすめて、「福祉教育」「ボランティア活動」「ボランティアセンター機能」「人材発掘・育成」「啓発広報」「権利擁護」などといった地域福祉推進について計画に盛り込んでいくことが必要と考えます。

(3) 計画の期間と見直し

市が策定している地域福祉計画と名張市社協が策定している地域福祉活動計画は、ともに地域福祉を推進するための車の両輪として策定されることから、今後は、地域福祉計画と整合し、歩調を合わせて推進することが望ましいと考え、本計画期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間とします。

(4) 関係機関・団体、施策との連携

本計画を推進する上において、市を含む関係団体等との推進課題や施策連携についてまとめています。

<p>地域づくり組織との関係構築</p>	<p>推進課題</p> <p>地区社協解散に伴い、地域福祉に取り組む重要なパートナーとしての地域づくり組織との密接な関係を築いていく必要があります。</p> <p>地域ビジョンの推進における福祉活動への支援を行っていく必要があります。</p>	<p>施策連携</p> <p>地域づくり組織代表並びに福祉活動実践者と市、名張市社協との情報交換や課題の共有を図る「地域福祉活動連絡会議」の開催を通じて、連携強化に取り組みます。</p>
<p>まちの保健室との連携</p>	<p>推進課題</p> <p>地域福祉を推進する上において、小地域におけるソーシャルサポートの拠点として機能強化をすすめているまちの保健室との役割分担を協議する必要があります。</p>	<p>施策連携</p> <p>小地域での地域福祉活動を展開する上においては、市の特徴的な「地域包括ケア」の取組みをすすめているまちの保健室との機能連携を図ります。</p>
<p>民生委員児童委員との連携</p>	<p>推進課題</p> <p>民生委員児童委員は住民に最も身近な相談者であり、見守り等の様々な福祉活動に取り組んでいることから、地域福祉を推進するためにも更なる連携を強化する必要があります。</p>	<p>施策連携</p> <p>会合等への出席をはじめ活動への支援を通じて、地域の福祉課題や取組み状況などの情報共有を図り、支援活動の充実を図ります。</p>
<p>市との施策連携</p>	<p>推進課題</p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らすための取組みを推進できるよう、財源の確保や地域福祉計画等との施策調整を図っていく必要があります。</p>	<p>施策連携</p> <p>健康福祉部の各室や地域づくり組織の窓口となる地域経営室と連携を深め、地域福祉の取組みをすすめます。</p>

3. なぜ社会福祉協議会が策定するのか

(1) 社会福祉協議会の法的位置づけ

社協は、社会福祉法第 109 条において、「**地域福祉の推進を図ることを目的とする団体**」として規定され、全国・都道府県・政令指定都市・市区町村に設置されています。

社協の特徴は、地域住民等の参加と協力を得て活動する民間組織としての自主性と、住民や福祉関係者等に支えられた公共性・中立性という2つの側面を持った組織です。

(目的) 第 1 条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の**全分野における共通的基本事項**を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「**地域福祉**」という。）の推進を図るとともに、**社会福祉事業**の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進) 第 4 条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、**福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように**、地域福祉の推進に努めなければならない。

総則とは別建てで「地域福祉の推進」をおこし、その章において第 109 条から第 111 条で社協を、また第 112 条から第 124 条で共同募金を規定しており、社会福祉法上、地域福祉の推進にあたる組織を、実質的に社協と共同募金会としています。

社会福祉法 第十章 地域福祉の推進

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会) 第 109 条

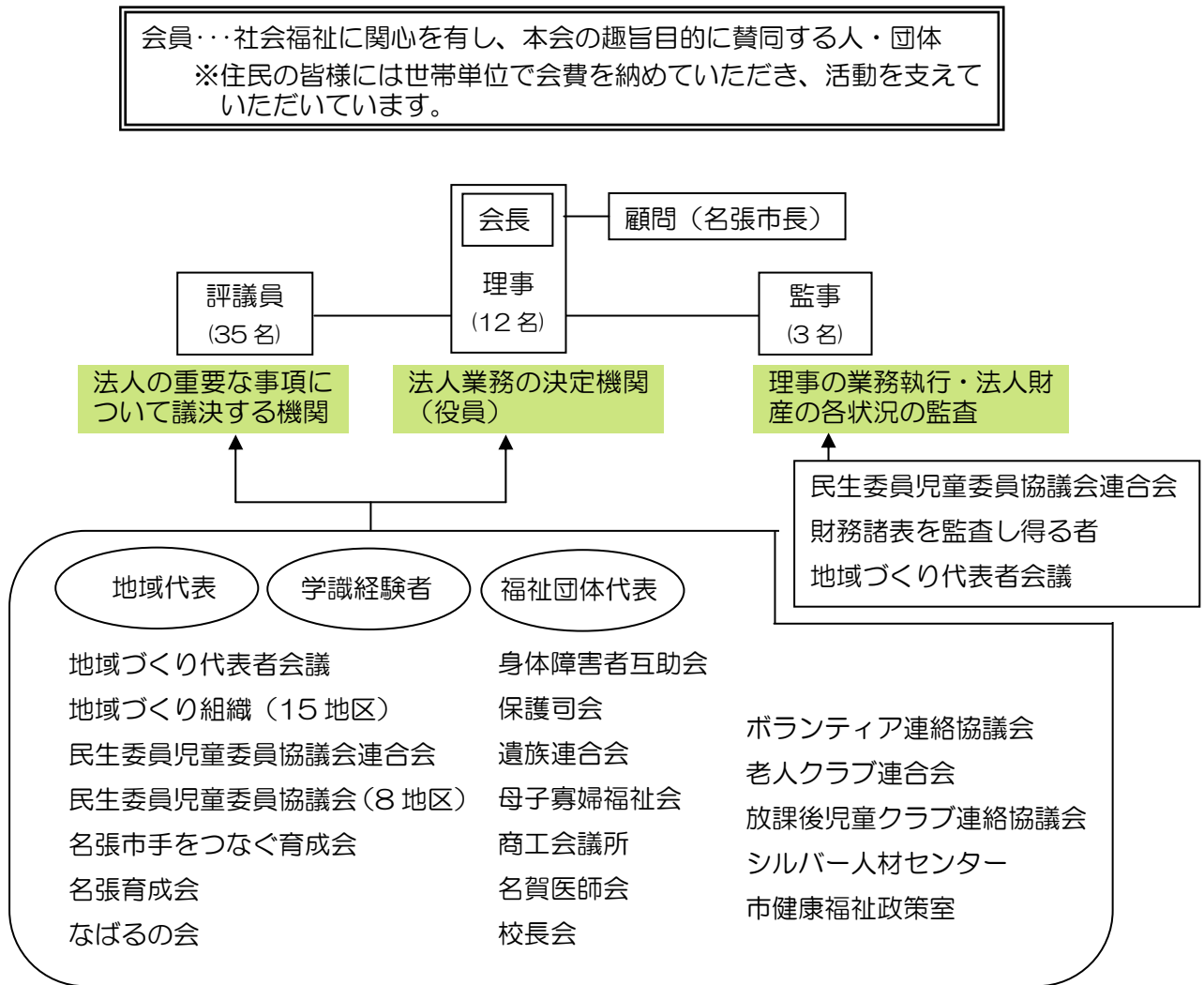
市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、～中略～ 指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 名張市社協の組織と事業特性

【組織体系】

名張市社協は昭和 47 年に設立し、社会福祉法に則り、地域住民の参加・協力のもと、地域を代表する各団体、福祉団体、市をはじめとする関係機関等の参画を得て、地域福祉・在宅福祉活動を推進する非営利の民間組織です。



.....

※会員制度の見直しについて

名張市社協では、住民とともに地域福祉をすすめるための体制整備が必要と考え、平成 24 年度より新たな「会員規程」を施行いたします。この規程では、地域福祉推進に取り組むあらゆる団体・機関を対象とした「組織構成会員」を新たに導入し、社協の運営や事業に参画していただく構成員（理事及び評議員）をこの会員から選出することで、住民とのパートナーシップを築き、住民とともに地域福祉を推進する体制をより確固たるものとするよう取り組みます。

【事業特性】

名張市社協では、「地域福祉の推進」という法人の役割を果たすため、専門性を備えた職員がそれぞれの事業に取り組んでいます。制度に則り専門性を発揮して一人ひとりを支える事業、ボランティア等住民とともに地域福祉増進に取り組む事業、そして支援を必要とする人と制度をつなげる事業といった体系にあらわすことができます。

一つひとつの事業における対象者や内容等に違いはあるものの、「支える」「育む」「つなげる」「まもる」「ととのえる」「展望する」点においては共通しており、全ては社協が取り組むべき地域福祉事業です。

特に「“自立”と“選択（自律）”が難しい人」「地域や人とのつながりが薄い人（ちょっとしたきっかけで孤立するおそれのある人）」たちに対し、その人の権利を擁護し（アドボカシー）、その人が持つ本来の能力を引き出し（エンパワメント）、住み慣れた地域で“つながり”をもって安心して暮らせるよう、名張市社協内事業間はもちろん他機関や団体、ボランティア等の活動者や地域住民とのネットワークを活用して支援へとつなげていきます。

